

奈良県公安委員会告示第546号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第2号の規定に基づき、五條市内の乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関して関係者と合意したので、次のとおり公示する。

令和8年9月17日

奈良県公安委員会
委員長 菊池 武之祐

旅客の運送の用に供する自動車 が 停車又は駐車を する乗合自動車の 停留所			停車又は駐 車をする旅客 の運送の用に 供する自動車 の範囲	停留所における左欄の停車又は 駐車が道路又は交通の状況により 支障がないものとなるようにする ため必要と認める事項
停留所名称	所在地	方向		
五條病院前	奈良県五條市野原西五丁目189番地の2先	南	「五條市地 域公共交通」 の一般乗合旅 客自動車運送 事業（通称 「ゴーちゃん タクシー」： 区域運行）の 用に供する自 動車に限る。	最左欄の停留所における左欄の 停車又は駐車は、左欄に係る運行 時間内に限る。 最左欄の停留所を使用している 一般乗合旅客自動車運送事業者と 運行時刻について調整を図ること。
	奈良県五條市野原西六丁目181番地の7先	北		